

・19/10/4 名古屋市議会教育子ども委員会 名古屋城部分

(名古屋市民オンブズマンによる半自動文字起こしアプリによる文字起こし)

岩本たかひろ（自民・緑区）：資料を出していただきまして、まずは感謝申し上げますありがとうございます。名古屋城のところにまず入らせていただきたいんですが。

今回、前回の委員会の中で副申書、教育委員会教育長が判子して出すやつですよ。

この副申書について提出を資料としていただきたいというところでいろいろとやってまいりましたが、当初と要求をしていた資料と少しというか違うんだなっていうところで（そんなことけしからんといえと野次）そういうことですね。当初要求した資料と違うというところで、今回参考資料は異例ですが2枚出てきている一つは黒塗りの資料。もう一つが、そしてこの黒塗りを最初は4項目だったのがもう6項目になってますけどね。

それが、それではいけないということで、今回、参考の2最後の41ページ、1から6項目、この黒が隠されている部分を教育委員会として要約をしてということですよ。できる限りの言葉でここに書かれている。

であるならば、今回、このように、黒塗りのところが最初出せないというところでやっていたにもかかわらず、今回のこの参考の2番で出ているということは判断をしたのは教育長の判断で出したんですよ。教育長。

鈴木教育長：はい。ご要求いただいた資料についてご相談結果、こういうこれだけは出させていただくということで判断させていただきました。

岩本たかひろ（自民・緑区）：教育長の判断で出したんですよ。

鈴木教育長：ご指摘の通りでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：教育長の判断で出された。

そうすると、他の委員会でもこのようなことで黒塗りで出された委員会があったはずですよ。教育長のトップの局のトップがこのような形で判断で出せるのであれば、他の局でもこのようなことは同じようにできるということですよ。

鈴木教育長：私どもがこの判断をさせていただいたということは仰せの通りでございますが、他局のことについて私どもができるできないについてはちょっと答弁難しいところがございますが、ご理解いただきたいと思います。

岩本たかひろ（自民・緑区）：教育長がこれは判断をして出された、確かに他局のこと

ですからね。他局のことですけど、同じようなことができるんじゃないのかなと思いますよ。

というところで、この参考資料2で出していただいた1、2、3、4、5、6六つ出てきておりますよね。

昨年度、2月の22日でしたかね、文化庁留意事項書類作成はいろいろと文化庁と協議をしながら作られてきた。そして、このような資料を出されていると思いますけれども、例えば、皆さんと共にやってきていただいた石垣部会、石垣部会でもこの参考の2、41ページのところ、例えば3番1現天守解体の施工方法はこの部分につきましてもね石垣部会でも同じように議論をされていますよね。城も生き物。何があるかわからない。ここに書かれているようなことではなく100%影響がないとも言えない。もし仮に、もし仮にですよ影響が出た場合はどうするんですか。誰が答えられますか？

片岡室長：絶対ということはなかなかないわけでございますけれども、やはり貴重な文化財が毀損されるということはあってはならないことでありますので、事前の調査をしっかりとやり、万が一にもそういった文化財が毀損されるということがないような計画を策定する必要があるというふうに思っています。

岩本たかひろ（自民・緑区）：違いますよね。そのときは何も考えていないと言ったんですよね。次いきます。

この4番の解体工事に伴うこの文書をずっと読んでいくと、特別史跡に及ぼす影響は軽微であると考えられているという、付されている。

地下にどんな埋設物があるかわからないのに影響が軽微であると考えられている根拠がわからないと石垣部会の方も言われていますが、どうしてこの様なこと書けますか。

片岡室長：41ページの資料4番のところに記載させていただいた教育委員会の意見はあくまでもやっぱり実際工事に入る前に事前の発掘調査をしっかりとやる。

それで地下の影響を、遺構の状況をしっかりと把握するということが前提になっておりますので、その手順ということが十分担保されることを前提に史跡に及ぼす影響は軽微であるという考えを述べさせていただいたものでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そうすると石垣部会の皆さんのご意見よりも、皆さんの方が専門家だということ言われているってことですよ。

そういうことですよ。違いますよね。

次、これを受けて3月25日石垣部会が行われておりますよね。

これ他の局ですが資料も出ておりますので私も見えますよ。

3月25日開催をされた現天守閣の解体に伴う石垣の影響について主な意見ですよ。

工学的な検討のみで特別史跡の現状変更許可申請をしてもよいという誤った認識に基づいた計画である。このような意見をされてるんです。なんでだと思えます。

片岡室長：石垣部会の専門性の中から検討されて、そういった意見が出ているものと認識しております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：違いますよね。

私が聞いたところ、ここに欠けてけるのは、史実、考古学の観点が抜けていると言われたんですよ。これはあなたがた教育委員会文化財保護室としてどのようにね、大事な文化財を守っていくかというところの観点が抜けてるんですよと言われてるんですよ。

それなのになんで副申書が書けるんですか。わからない。

次、名古屋城本丸の石垣発掘調査についてこのご意見。

現状の計画では、現状変更許可申請のための議論の条件が整っていない。

こういうことを受けてこれを受けて承服できないと言われてるんですよ。

皆さんの認識が私にはわからない。

そしてこれを受けて先ほど言わせていただいた、承服できないと言われたこの全体整備の計画会議が、平成 31 年の 3 月の 29 日に行われているこのときに文化庁の調査官もお見えになったと思えます。

そんなときにこの承服しかねるとこのときに承服しかねるということは文書として提出されておりますけれども、文化庁の調査官とどの様なやりとりをされたんですか。

文化庁さんは石垣部会さんと仲良くして、仲良くというしっかりと連携をとりながら石垣の保全第一でやってきてくださいと言われてますよね。

どんなやりとりをしたんですか。

片岡室長：3 月 25 日に石垣部会 29 日に天守部会があったわけでございますけれども、この間、2 月の 2 月から 4 月の中旬に、現状変更許可申請を出すまで何度も文化庁の方と調整をいたしましたけれども、それは我々が予定をしている現状変更許可申請書に基づきながら具体的なご指導ご助言を頂戴してきたというところでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：少し別の資料に行きますけれども、これは関係ないと言われておりましたが、名古屋市文化財調査委員会このメンバーの資料出していただいております。このメンバーは今何人にお見えになるんですか 30 年度これ 16 人ですよこの方々 16 名の方がお見えになる。任期は 2 年だとお伺いしております。

それであれば、例えば任期 2 年、その前の期、その前の期ですよ。

その前の期のメンバーは何人にお見えになりましたか。

30年、16人はわかっていますんでその前

片岡室長：28年度に29年度の2ヶ年の任期のことを尋ねて理解をしておりますが、このときにはもう1人意見、委員がおりまして17人が存在しておりました。

岩本たかひろ（自民・緑区）：その方はどなたですか。

片岡室長：当時の肩書で申し上げますが、愛知淑徳大学非常勤講師の赤羽先生でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：赤羽先生はどういった方なんですか。

片岡室長：いわゆる埋蔵文化財、考古の専門家でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そういうことを聞いているわけじゃなくて石垣部会の先生ですよね。こういうところをみても何か私は疑わしいことを感じてしまう。

委員長いいですか、次行きます。

教育委員会さんが、これは教育長に聞きたい。

教育長は市長が言われる通り、石垣ファーストどうですか。

鈴木教育長：教育委員会、私どもといたしましては、名古屋城において今天守閣と石垣とというお話だと思えますけれども、石垣あるいはその石垣に囲まれているあるいは囲まれているものそれから地下に埋ずもれている地下の遺構そういったものこそが古くから残されている文化財であるということは認識をしております、それが非常に大事とそれをしっかり守り保存し活用するというのが私どもの立場であるというふうに認識をしております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：今、最後保存し活用すると言われた。

それは確かに国の方からも言われておりますけれどもまず教育委員会としての文化財を守っていく石垣ファーストということは、石垣の保全、修復が最優先だと思いますよ。活用も大事かもしれないけども、壊れたちゃったならなんともならないですよ。

大事な大事な文化財をしっかりと保存するそれがあなた方の仕事じゃないですか。

次、それをうけてあなたがたは石垣部会の方々の意見、ここは承服をしかねるという意見もつけながら4月の19日、文化庁へ解体許可申請をしております。ここには教育長の判子の押してある副申書もつけられている。いいですか。

本来、現状変更許可申請というのは全てのものが整う事前の調査もしながら全ての物が

整って、教育委員会として私はこの副申書というのはお墨付き書だと思いますよ。それもつけて出てくるということはそら文化庁からしたら全ての体裁が整ってますよ。受理せざるを得ないじゃないですか。中身がどうだろうと、文化庁受けざるを得ないですよ。で、文化庁さんから宿題をいただいたことができないにもかかわらず整っていないにもかかわらず、この解体許可申請書に副申書をつけた、このことを教育長どう思いますか。

鈴木教育長：今回の現天守の解体の現状変更許可の申請、通常であれば委員ご指摘の通り、申請に先立って調査と検討を行った上で、遺構の保護を十分図った上で計画として提出するものだというふうに思っております。

そういう意味では、委員ご指摘の通り、今回の申請が異例のものであるというふうに私どもは認識をしております。

そういうこともありましたので今回ですね、このような方針が出されてから今年の2月になりますけど2月から4月中旬の提出するまでの間、他の現状変更許可にも増してですね、より慎重に文化庁とは協議を重ねさせていただいたつもりでございます。その中で、文化庁の指導や助言をいただきながら、申請の内容を様々修正するような調整を図ってまいったところでございます。

その過程におきまして申請に対する教育委員会としての考えをする整理することができましたのでその申請に当たりましては、そうしたことを整理したものをの副申に意見として付した上で提出をさせていただくということでございます。

これによって申達させていただきました申請書は文化庁において受理をされ、文化審議会に諮っていただけるそういった見込みとなりました。

そういうことでございましたので申達をさせていただきたいということでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：先ほどからお話を聞いてると。教育委員会の一番のところは市長から、他のところから何を言われようが、第三者的なところ、第三者機関ですよ。

大事な大事な名古屋の文化財世界に誇れるね、大事な大事な文化財をいかに保存をしていくのかっていうところが、私は文化財、教育委員会だと思っておりますが、今までの話を聞いていると、教育委員会さんはいつから開発をするそちら側の立場になってしまったのかって本当に残念でならない。教育委員会さんの中、学芸員さんいますよ、スペシャリスト。一人一人の学芸員さんは私も私も文化財は大好きですよ。

山車も大好き、かじ方もやりました。それでいろんなものを学ばせていただいた。

暑い中でも土曜日、日曜日も返上して学芸員さんたちが調査に来ていただいた。

真面目にやっていただきますよ、まっすぐ本当に愚直にやっていただける。

そんな一人一人のね学芸員さん職員さんたちに私は申し訳ないと思う。
先ほど教育長が言われた、私なりにわかりやすく自分なりにですよ。
要約するとこれから必要な調査頑張っってやっていきますから文化庁さん、許可してくださいよ。というふうにわかりやすくいうと聞こえるんですよ。こんなこと本当に通用するのかなと思いますよ。
ここは教育委員会。例えば子供がね、子供が宿題を持って帰ってくる。
明日までには出せないけど、いつかわからないけど出すから明日許可してよ許してよ100点頂戴よってことが子供に言えますか。これは先生のね次長に聴きたい。こんなことを教育委員会の中で言ってもいいんですか。

教育次長：今、岩本委員から一般的な事例を挙げながら、そういうのが認められるか子供の教育に携わるといような観点で認められるものかといったようなお話を伺いました。
今子供の状況には様々な状況がありますので一概にそれを認める認めないということはいわゆるいうことができませんが今、岩本委員の言われたような部分だけで言えば、それを認めるということはなかなかないと思います。
ただですね、すいません。
ただ子供の抱えている家庭の中での状況が随分ありますのであります。
そういう場合はいろいろなちょっといろいろな弾力的な対応されるすることもありますので、御理解いただきたいと思います。

岩本たかひろ（自民・緑区）：当然振ってしましまして失礼をいたしました但様々な過程上から触るわかりますよ。だからみんなでサポートしながらやっていくんじゃないですか。そんな当然のことじゃないですか。わかります。私も3人の子供がいますからよくわかります。
次いきます。今年度の話ですけれども、これは昨年度の議論にもとっても大事な話ですから委員長を許しをいただければと思いますが、9月の18日に市長がいきなり最初、この日30年度議論をして、文化庁の解体許可申請をしたにも関わらず、突然、9月18日市長が解体と復元を一体でと発言をされた。それで名古屋市、文化庁さんからお呼び出しがあったんじゃないですか、ありましたか。その時誰が行ったんですか。どんな話を聞いてきました。教えてください。

片岡室長：文化庁からは実際呼び出していか説明をしたことがあるので上京してほしいという依頼がありまして9月24日に上京しております。
ただこれは市長の発言を受けてのことではなく、その前の週に文化審議会が開かれておりまして、その文化審議会での議論を踏まえて名古屋市に伝えたいことがあるとそうい

った趣旨でございました。

それで私、文化財保護室長は文化庁と窓口ありますので、本来はそこで名古屋城の職員とどうせ同席して伺うところでしたけれども、委員会の対応がございまして、これは私が行けませんでしたので、文化財保護室としては私の部下の職員を行かしてました。

あと名古屋城の職員と文化庁にお伺いしております。

その話の内容ですが先ほど申し上げましたように文化審議会での検討状況を踏まえてこの今の解体の現状変更許可申請を議論していくのにやはり必要な情報があるので、その情報をしっかりと整理して出してほしいという要請がございました。

それはやはり調査が不足している部分、検討が不足している部分があるので不足している部分をもう少し整理をした上で判断に必要な情報ということで追加で提供してほしいといった内容の趣旨でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：当に真摯に私は答えていただきたいと思いますよ室長。

片岡室長：9月24日先ほど呼び出しということは申し訳ございませんでした。説明をしたいしたいからと、多田もその前の週に文化審議会があったからっていいですタイミングもタイミングなのかなと思いますけども。

岩本たかひろ（自民・緑区）：名古屋城の事務所の方が2人そして文化財保護室から1人行かれた。

私はね、いくら委員会の対応があったとしてもこれだけ皆さんを巻き込んで大きなことだから、私はね本来室長は行くべきだったと思いますよ。

これ穿った見方をすると、室長はねわかってたんじゃないのかなとだから行きたくなかったんじゃないのかなって見られますよ。そういうことね、部下にやらしちゃいけないと思う。どんな話だったか、これに開示資料で出ていますから私いいいますね。委員長いんですか。

これ9月25日観光文化交流局で経済水道そうですね。出ております。

現状変更を文化庁さんから説明があったものですよ。

現状変更を必要とする理由について一つ天守解体という現状変更を必要とする理由が耐震対策のみであるのか木造天守復元のためであるのかについて整理がなされていない状況にあり申請者、これ名古屋市ですよ。申請者は申請者において改めて検討し整理することが必要である。

もう一つ、天守解体を選択する理由として木造天守復元を挙げるのであれば天守解体と木造天守復元を一体の計画として審議必要が審議する必要があるため、木造天守復元に関わる計画の具体的に内容を追加提出されたい。私が何で真摯に室長に答えていただき

たかったっていうのはこれも資料出てますよ。大事なところを端折っちゃうんですよ。次にいきます。どうぞ、この説明は、教育長、内容についていつ知りました。説明を受けました。

鈴木教育長：すいません何月何日の何時ということとはという明確な記憶がございません。その委員会での審議が進んでてからということだったかと記憶しております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：もう少しわかりませんか。
大事なことですよこれ。大事なことであれば、主に9月24日に行かれたんであればすぐに伝えれば本来じゃないんですか。どうですか。

教育長：重要な内容であり早く知らせる必要があったかということについては仰せの通りかと存じます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：すいませんが答えになってないんですけども、じゃ、聞きますよ。これ当日知りました内容。伝わってますか。

鈴木教育長：9月24日当日に報告があったかということかと思えます。
記憶ではその日ではなかった、それがやっとだったのかと思えますただ、内容につきまして今回この資料で出されている情報は文化審議会での判断として伝えられたことというふうに存じておりますが、これに近い内容につきまして文化庁からですねこれ内々と申してよろしいでしょうか事務方からはこれに近いお話追加の調査が必要になる追加の資料が必要になるというようなことにつきましては内々に知らされておりました、そのことについては文化財保護室長から報告を受けておりました。

岩本たかひろ（自民・緑区）：何故これはすぐにお伝えができないのかっていうのは本当に思いますよ。おそらく、言えないのかもしれないし本当にわからなくなっているのかもしれないですけど、こんな大事なことですよ。こんな大事なことなんですぐに伝えない。私は本当に信じられない。名古屋市の職員さんというのはそういう仕事じゃないと思った。真面目にやっていただけの職員さんばかりだと思った。残念でならない。次にいきます。

10月3日の日に観光文化交流局で答弁がありました。

最終目的は、どっちなのかっていうところの木造天守復元だとの答弁がありました。

これは4月に提出をされた内容とも変わってきております。

そうすると副申書を付けた教育委員会教育長もそのような方針に変わったってことですか。

鈴木教育長：私どもで方針を変えたというふうには思っておりません。観光文化交流局においてそのように発言されたということは承知をしております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そうすると教育長としては、文化祭を携わる、いいですか、文化財保護室があり、私は第三者機関、これも独立大事なところだと思いますよ。だから教育委員会にあるんですよね。であれば観光文化交流局がこのような方向転換をしたということであれば教育委員会からちゃんとお話をする必要があるんじゃないんですか。

鈴木教育長：方針の大転換という捉え方をしておるかというふうに思っております。私どもは天守台天守閣の現天守閣の解体について、耐震性が非常に低い、危険な状態である、なので解体をさせてほしいという申請として取り扱ったことは事実でございます。

一方で天守閣の木造復元に向けましては、すでにそのための材木の調達が始まっているということも私どもは承知をしているところでございまして、その先に最終的にですね、そのようなことが将来ないというふうには思っておりませんでした。

岩本たかひろ（自民・緑区）：苦しいご答弁をさせてしまってるっていうところはわかりますけれども、これは大きな方向転換ですよ。観光文化教育交流局長とお話をされたことありますかこの件についてありますか？

鈴木教育長：正直申しましてこの9月のこの意見をちょうだいしてからの間このことについてつぶさに局長と言葉を話し合ったということはございません。

岩本たかひろ（自民・緑区）：残念ですよ。何でこんな大事なことを名古屋市のチーム名古屋の中でできないだろう。

この中で兼務の方お見えになりますよね観光文化交流局と。どなたかお見えになりましたよね、室長どう思います。

これは変わったんですよ。観光文化交流局で変わったんですよ。

あなたは文化財保護室教育委員会の文化財保護室の室長ですよ。

教育委員会としても方針変わったんですか。文化財保護室として方針変わったんですか。

片岡室長：まず観光文化交流局が今回の答弁で申し上げたのは現天守閣解体の現状変更許可申請を出して、これはあの審議中ということでございますけれども将来的な名古屋市

の方針として、木造天守の復元というのは、これは市の方針についてもっているわけですので、将来的にはそれとすり合わせていくような形、そういった形で調整を今後文化庁としていきたいという方針を述べたものだというふうに私は理解をしております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：わかりやすく言っていただきたいんですよ。

本当にいろいろと将来的にだとか今、あなたは兼務観光文化教育交流局それは文化庁さんが判断することでもないし、これは前から変わってないんですよ。

名古屋市さんが判断をしてきてくださいってところで文化庁さん、待ってるわけですよ。今は名古屋市にボールを投げられてるんですよ。そんな認識ありますよね。

その部分で観光文化交流局答弁として木造天守復元だと答弁されています。室長どうなんですよ。

片岡室長：繰り返しになりまして恐縮でございますけれども木造天守復元の方針と、将来的にすりあわせていくようなことを答弁したというふうに私は理解しておりますので、それで今でございますけれども、今はまさにその具体的にその取り組みをどういうふうに進めていくかということについて今後、観光交流文化局と一緒に協議をしながら、文化庁と相談していくことだというふうに思っております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そうすると、観光文化交流局と将来的に話をすり合わせをして、意見の一致を見て、それこそもちろん石垣部会員の方々のご意見もいただきますよ当たり前話ですよ。文化祭や保存、修復そこが一番大事なところ、それを踏まえた上での活用です当たり前のことですよ。

そうすると、将来的に木造こちら木造天守復元だという結論になったらいいですか、副申書は出し直しますか？

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：どちらが答弁されますか。

鈴木教育長：私どもの副申書は現状変更許可を出す場合にはですね手続きとして必要なものというふうに考えております。

観光文化局観光文化交流局あるいは名古屋市として、今回のものに限らず現状変更許可を出す場合には、教育委員会として副申書をつけるそういうそのための調整をして、副申書をつけて申達をするということになろうかと思えます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：いいですか、もう少し観光文化交流局長、石垣部会でね、木造ありきだという発言をされたそうですわ。そのときにね片岡室長はお見えになった

そうです。こういう発言をされましたか。

片岡室長：名古屋市として木造復元という方針を持っていることは間違いありませんので、

（その時はイエスかはいかそうですよ言ったんですよと 野次あり）木造復元ありきという表現では言ってなかったかと記憶しております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：どうという表現で言われたんですか。

片岡室長：ですのでさっき先ほどのご答弁申し上げようとしたのですが将来的には名古屋市は木造復元の方針を持っておりますのでそのことを前提においた議論してほしいというような趣旨のことは、おっしゃったのではないかというふうに思っております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：本当に言葉遊びはやめてほしい。私は真摯に皆さんと議論がしたい。その一心で真摯に向き合ってるつもりなんです。それはもう約束しますよ。

好き嫌いで仕事しない。それを受けて先ほども受けてもう私これ最後にしますけど、局長に何度も何度も申し訳ございません。

ねこれ言えるのかどうかもわからない本会議で言われた。

先ほどお話を名古屋市は木造復元でいくとそうになったときには副申書は仮の話で申し訳ないんですけど、出し直しますか。

鈴木教育長：方針が決まったので副申書をつけますというふうに単純にはお答えができません。今回の現天守解体の解体に際し、現状変更許可の申請をするに当たっても、文化庁と、あるいは文化庁そして観光文化交流局と三者とですね。

協議を重ねてまいった結果がこのような提出に至ったということでございますので、木造、天守の復元ということになれば、今回と同等あるいはそれ以上に様々な協議が必要かというふうに考えております。その上で、今回のように私どもとしても出せるあるいは、文化庁にも受け取っていただけるであろうと、そういう見込みが立った場合には副申書をつけて申達をすることなろうかと思っております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そうすると方針が変わったらまた新たに副申書をつけて。出されるということですね。私は、情けない思いをしながら本当に真摯に向き合ってほしい。やっていただいていると思いますが、何でこの教育委員会に、文化財保護室があって、今一度、考えていただいて活用ありきではなく文化財を保存していく。

お城の場合であれば石垣ファースト。市長も言われている、しっかり石垣の保全、修復の最優先にさせていただいて。なぜ教育委員会にこの文化財保護室があるのかを改めて認識をしていただいて真面目にやってる職員さんは多いですよ。昨日も 12 時過ぎて 2 時 3 時ですよ。一生懸命やっただいて資料を作っていた。私はそういう方々と真面目に仕事がしたいです。以上です。

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：伊神委員。はい、マイクをお願いします。
はい。

伊神邦彦（自民・千種区）：ちょっとようわからんで。教えてね。
あの、この副申書というのは、観光文化交流局が解体现状変更を許可をするにあたって文化財保護室か、そこからの意見を付して文化庁に出すのかな、そういうことでいい？

片岡室長：あの国の文化財とか重要文化財とか、あるいはこの史跡に関して影響を及ぼす行為をするときには必ずこれは文化庁長官の現状変更許可というものが必要になります。

それはそれぞれその行為を行うその原因となるものがおるわけですがけれども、そのものがいわゆるその申請書を作り、その申請書は必ず自治体の文化保護行政の担当部門、名古屋市でいうと教育委員会の文化財保護室が経路をして文化庁にし、あの資料をお届けをすると、この行為を申達するという表現で言いますけれどもそのときに、教育委員会としての意見をつけるということになってまして、これはこの解体の現状変更許可申請において特別なものではなく一般的な手続きとしてそういうものがあるということでございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：一般的な手続きだ、そういうことなんだね。
それでこれ副申書出しましたよね文化庁に、文化庁からこれあかんからといって返されましたよね。石垣部会の意見を付けてこいと言われたんじゃないんですか。

片岡室長：すいません委員、少し誤解があるかというふうに思うんですが、実際にあの現状変更許可はこの木造天守閣、失礼しました、現天守閣の解体の現状変更許可申請を出そうと我々が出したいんだという意向を表明、意向表明しその調整を始めたときに、石垣部会の意見を付すこととこのを含めた五つの留意事項というのを文化庁から聞き取ってまいりましてそれに基づいてそのまま五つの留意事項をクリアすべく、文化庁から指導助言をいただきながら調整して参った最終的な申請書を 4 月の中旬に提出をした。その提出する際にこの副申書を添えて提出したということでございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：そこで石垣部会の意見はこれどこにも入れなくていいんですか。石垣の保全をきちっと諮らなきゃいかんので石垣部会のその意見はこの中に入れる必要はないんですか。

片岡室長：この名古屋城総合事務所、名古屋市ですね解体の現状変更許可申請の申請書を作ったとそれに対する石垣部会の意見というのは先ほど岩本委員がご指摘になった通り、承服しがたいというような意見でございましたけれども、その意見を申請書の中には取り込んで名古屋市長名の申請書ができてきています。

伊神邦彦（自民・千種区）：そうですね石垣部会の皆さんはこの副申書の内容について、承服しかねる要するに文化財保護の観点から、専門家の意見としてこれは承服しかねる。こう意見を述べられたわけだ。承服しかねるという意見を付して文化庁に出したね。

片岡室長：石垣部会が付した意見は名古屋市長名の申請書に対する意見でありまして、教育委員会の副申書に対する意見ではございません。ただその申請書の中に確かにその承服しかねるというような意見を、意見のページが入ったあの申請書になっていることは事実でございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：承服しかねるはじゃ何を承服しかねるといったの？石垣部会は。石垣部会が承服しかねると言ったんでしょ。石垣にかかることで承服しかねると言ったわけでしょ。保護することに関して承服しかねると言ったんだ。そうじゃないの？だあんたとこの副申書だってその石垣部会が何を言ったか、それは承服しかねると言ったな、そうじゃないの？だから承服しかねるのは石垣が保全されないことについて石垣部会の皆さんがそれは承服しかねるといった、そうじゃないの？違うの？

片岡室長：石垣部会の名古屋市長名の申請書に対する申請書に対する意見は十分な事前の調査が行われておらず石垣の保全がしっかりと担保される、計画になっているとは思えないので承服しかねるというような趣旨でございました。ですのでその前後。文化庁とこの申請をめぐる指導助言をいただきながら、事前に先ほど41ページの資料の41ページ、副申について2というところにもっていただいて恐縮なんですけれども、この四つ目のぽつに四つ目の丸のところにありますように事前の発掘調査とその結果はあらかじめしっかりと行うそれを踏まえた上でないと解体工事には着手しないというような計画にこの申請自体を修正を図り、そういうことが必要だという教育委員会の意見を付して文化庁への提出に至ったということでございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：石垣部会の皆さんはこのことについてどんなことを言ったのか。

例えば僕が聞いたところによると 2 番目の穴蔵石垣の現況正確に把握するための調査を実施するには現天守閣の解体が必要となるとなってますね。

これ僕が聴いたところでは石垣部会の皆さんを解体しなくても、一番外側からみれば、穴蔵の輪郭は確認できますよ。さらにその床を剥がせば調査できますよと言ってる。

これはおそらく同じようなことあんた達は言われているはずだ。

でもこういうことは書かないでそれで承服しかねるだけ付けて出したの。

一体石垣部会の皆さんと石垣を本当に保護をし、そして現天守を建てかえる、解体するならば、その部分をまずやらなきゃいかんのじゃないの。

まず、いかに石垣を保護するかということのをこれは石垣部会の皆さんときちっと詰めて、その上で申請するんじゃないの？申請するのは観光文化交流局だよ。

だからあんたんとこはそのことをちゃんと石垣部会とこのように全て打ち合わせ済みでしたから大丈夫ですと言って副申書を付けるんじゃないの？。

承服しかねるって石垣部会の学者さんの承服しかねるという言葉をつけて出すものなのこれ。

部長：失礼いたします。

委員ご指摘の通り石垣部会の専門家の方々が承服しかねるという石垣、文化財を守るといふ姿勢と私ども文化財保護室と遺跡の文化財保護室が立つべき立ち位置は同じであるべきだというふうに委員ご指摘の多分そういうことだと思います。

そういう中で、このような形で副申をつけたということに関してどういうことなんだというご質問だと思います。

それに関しましては、私ども大変重たい言葉だと思っていろいろ思うところがあるのですが、一方で申請があった中で事前の発掘調査をきちんとするですとか、不十分であれば、それをちゃんと対応するというのをそれが必要だという教育委員会の文化財保護室の立場をこの副申書につけて提出したと、そういう考えでございます。

伊神邦彦（自民・千種区）：なんだ、ようわからん。いろいろ喋ってもらったけども、要は、今の現天守閣解体しなくても穴蔵石垣の現況は調査できる専門家が言っとるんだわね。そうでしょ。

それから二つ目、現天守閣の解体の施工方法は、これに触れて天守台石垣に直接に直接的に影響を与えた影響を与えることがないよう配慮された計画にないようなんだ。

ないんじゃないんだ、ないようなんだ。

もしあったら。これ石垣は国宝だからね、わしが言うまでもなく、もしあったら国宝を壊すんだよ。だから石垣部会は心配してるんじゃないんですか。ないようじゃ困るんだ

わ、ないよう、あっちゃいかなのだわ。これもないよう配慮された計画となっているということは起きるかもしれないけど出来るだけ頑張りますわというようこんな副申書として出したなと思うのね。

三つ目もね。解体工事に伴ってずーとあって1234行目その手順が十分担保されることを前提にだよ。十分担保されることを前提で、誰が担保するの？

石垣部会の皆さんがこれはこうですよはあれはここですよ。ここをきちっとしなさいよ。そういったことを一つ一つ打ち合わせをして、その上で初めて特別史跡に及ぼす影響は軽微であるといえるわけであって担保されることを前提に、担保されなかったらどうするんだ。

石垣は壊わけることやね。壊けるんだわ。

国宝をね国宝壊けて微塵化しちゃうんだわ、そんなもんを副申書といえるか。

片岡室長：委員おっしゃる通りだと思います。

決して努力するけど影響あったらしょうがないねっていうような、あの趣旨の計画ではもちろんこのもともとの計画もそのような趣旨の計画ではございませんし、我々の意見を付した意見というのもそういう趣旨でなくないようにしっかりとした計画をつくるしっかりとした事前調査を行うという計画でございますので、そういった意見でございますのでご理解いただきたい。

伊神邦彦（自民・千種区）：だから違うって言ってるんだわ。

このことについて石垣部会の皆さんと本当に石垣部会さんが国宝を壊しちゃうかんという観点からいろいろおっしゃったことを真摯に詰めてかったということを聞いてるわけね。詰めていないんだ、詰めていないから、さっき言ったように承服しかねる事になっちゃうわけよ。詰めていけば、承服しかねるじゃないんだよ。詰めていけばやっちゃいかん事かもしれんだよこれ。そこをきちっとしなさいよっていうことを言ってるわけでしょ、我々もね。だから石垣部会の皆さんは教育委員会のね担当者に対してどう思ってるか考えたことありますか？今電話したら連絡繋がりますか。

文化庁の教育委員会の文化財保護のあり方について非常に疑問に思ってるわ。

専門部会と対立して良いものが生まれますか。

あなたたちが石垣部会のメンバーさんに電話をして、「はいはい、ようこそ」と電話にできますか。そういう人間関係なくしてきちっとしたものが出来るはずがない。

僕はそう思う。その石垣部会さんが承服しかねるというものをそのまま出して、今のところでのうのうと答弁しておるけど、もう一遍尋ねるわ、なんで石垣部会は承服しかねると言ったんだ？

片岡室長：繰り返しの答弁になって大変恐縮でございますけれども、石垣の保全がしつ

かりと担保されるような、事前の発掘調査、あの事例の調査それから検討というのが不十分であるから、そういった意見が付されているのだと思います。
ですので、我々はどうでしょう。

伊神邦彦（自民・千種区）：ね、このままでは石垣が保全できないから。この今の副申書のこの六つのこれ1、2、3、4、5つか1、2、3、6だね。

六つの要点だけでは要は石垣が保全されない。

そうおっしゃると今言ったでしょ。だからだから承服しかねると言ったんだ。

日本の宝だよ。名古屋の宝じゃないよ石垣はね。重物だつて言ってるけど物にしたら国宝なんだわ。それが壊れるのかもしれないと専門部会の皆さんがおっしゃってる。それでもやりますわと出して出すんか。

あんたたち文化財保護の観点からして、それっておかしくないか？何も止めるめろと言っていないよ、もっと。専門家の意見をきちっと聞いて、専門家の皆さんがこれなら大丈夫だというお墨付きもらってそれが破損したらその専門家の責任なのは、それを全然やらないでね。専門家が承服しかねるといったことを進めていくのか。あんた国宝を壊す気か。

片岡室長：委員おっしゃる通りだと思っております、ですから我々の付した意見は事前の発掘調査をしっかりとやる、その結果を踏まえた検討を行う、そのことが前提として必要だという意見をつけております。

その事前が発掘調査及びその結果を踏まえた検討というのは当然地元の有識者とのしっかりとした信頼関係に基づく検討がなされるということが前提でございますので、私どもはそういった手続きをきちっと手続きを踏みことが必要だという意見を付しておりますのでご理解いただきたいと思っております。

伊神邦彦（自民・千種区）：そのようには読めない。この文ではそのようには読めない。もしそうであるならば、専門部会の先生がたもきちっと皆さんと真摯にこの話は議論するはずだ。承服しかねるの一文で終わっちゃってる。それが全てじゃないか。あんたたちは。

名古屋のお城だけれども、あれは国の宝だよ、日本人の宝だよ。それが壊れるかもしれない。それでもやっちゃう。文化庁もこれじゃあ判断できないよね。

専門部会は承服しかねる。それでもやっちゃうよというのが教育委員会の考え方だね、だね。

鈴木教育長：繰り返しになって恐縮でございますけれども決してあの壊れてもやるよと言う考えてさせていただいたものでございませぬ。この間ですね、観光部委員会交流局

を中心に石垣部会の先生がたとも天守閣の解体そして木造復元についての議論は重ねてこられたというところは、きたわけですけれどもその議論がある意味硬直状態になっているというふうに私どもは理解というかそのように認識をしておりました。

その前提で文化庁ともこの申請のこの申請についての取り扱いを協議をさせていただいた

結果といいますかその過程の中で、議員おっしゃいますように、石垣部会の皆さんもこういうふうによろうということで満場一致で出されることの方が望ましい形であるというふうには私どもも思っておりますけれども、この硬直状態の中で石垣部会の意見も付してその申請書の内容についても、必要な修正を加えこの形であれば出す、出してもです、何となく受け取っていただけるという見通しになったものですから出させていたという事です。

これが壊れてもいいから出すということでは決してないというものですからそのことについてご理解賜りたいと存じます。

伊神邦彦（自民・千種区）：受け取っていただけるって、承服しかねるという意見を付けたやつで受け取っていただいて話し合いが進むはずがないじゃないですか。

順番逆なんだわ。あのね。今年の5月の21日の参議院文化科学委員会議事録、これはあるんだけどね。文化庁次長がね。天守解体除却し往時の姿で再現する場合は、一般的には現在の石垣の劣化状況等に関する現状調査を実施すること。

二つ目には、現在の天守の解体除却工事が文化財である石垣に影響を与えない工法であり、その保存が確実に図られることが示されること。

三つ目に、木造天守の忠実の復元がなされること、四つ目に木造復元に関わる工事が文化財である石垣に影響を与えない工法であり、その保存、保存が確実に示せることが必要でございますと答弁をしているわけね。

いいですか4つのうち、3件も石垣をなんとかしろ石垣をちゃんと保全しろ。石垣をこうしろこれ文化庁次長がいつてるんだわね。それほど石垣が大事なんだわ。それをその専門家の皆さんが承服しかねるといったその言葉を付けて文化庁に申請するか？あのさー、順番が逆なんだわ。

まず、石垣部会の皆さんの話を真摯に聞いてできる限りの手を打ってその上に石垣部会がこれなら大丈夫だと思うものを折り紙をつけて副申書出すんだわ。

これで初めて文化庁は正確に取り合ってくれるんだよ。順番が逆なの。

まさに言ってること本末転倒。だからいつまでたっても、文化庁は許可を出すはずがない。

それからの世界の宝の石垣が壊れるかもしれない申請をなんで許可が出せる。

そう思いませんか、教育長さん、許可が出るわけないだろこんなもの。

鈴木教育長：文化庁においては、今回の申請について、正式に受理をしていただいたそして文化審議会において申請について審議をしていただいているというふうに認識をしております。

この段階で許可されるはずがないということは私どもは思っておりませんが、今回申請を出したことによりまして、石垣部会の判断それから私どもの意見、そして、国ももちろん文化庁にも専門家の方々がいらっしゃいます。そして文化庁の審議会にももちろん専門家の方々がいらっしゃいます。そこで、改めてこの申請を審議していただくことによりまして、もうすでにいくつかの追加情報の提供を求められているということでございますけれども、この申請をしたことによりましてこの必要なことが明確になってはいるというふうに私ども考えております。

伊神邦彦（自民・千種区）：名古屋の石垣部会の先生方の神経を逆なでしたね。

文化庁の専門家が判断すれば許可が出るということは名古屋石垣部会の先生より文化庁の先生の方が偉いから詳しいから、だからお前らの意見は聞かなくても許可が出る、こういう話だよ。まさにまさにそれは石垣部会との話し合いはもうこれでお終いだな。

鈴木教育長：石垣部会との調整につきましてもこれで終わったというふうに私ども考えておりません。

文化庁からも、今回の申請の中身を見るにあたって工学的視点からの検討が使われているところであるけれどもさらに工学的な視点も入れて総合的な視点から調査をし、必要な追加の資料提出するよということ、追加資料の提供を求められたということ、ございまして、この過程では、もちろん石垣部会との再度の調整が必要であるというふうに認識をしております。

伊神邦彦（自民・千種区）：もうやめるけどさ。

追加の資料を求められるということは、結局、石垣の保全がきちっとできることが副申書で読めないから文化庁がこれはどうなんだって追加の追加のうん、資料を出せとこういうことだよ。文化庁が追加をするっていうことはあなたたちの調査がね、石垣部会との話し合いがいかんにかいい加減だったかということだよこれ。こんなのね副申書として通りませんよ。そんな話はね前代未聞。

これなら絶対間違いはありませんから、名古屋市教育委員会は、文化財保護の観点から絶対間違いありませんからこの解体許可を出してくれっていうのが筋なんだ。

追加資料の提出？何もやってないと一緒ないか、だからこの六つの項目は本末転倒だと言ってるんだ。そんな見つともないことやめてくれよ名古屋教育委員会、追加資料の提出を求められるなんて話はないぞ、世の中。日本全国の恥だぞこんなことは、思わんか。見つともない。

鈴木教育長：あの、私ども最初から当初から申し上げさせておりますので繰り返になります恐縮ですけれども、今回の現状変更許可というものが異例なものだと言う事は承知の上でさせていただいたそのことについて、おしかりというのかご意見を賜ることは真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。

ただこの名古屋市の大天守閣という今の石垣、そして建物を含めまして他に例を見ないような大きさであったり意味も非常に重いものだというふうに思っております。前代未聞ということで申し上げますと、このような戦後、戦後ですね鉄筋コンクリートで建て直した天守閣を建て直そうということ自体が私どもにとってはもちろんですけれども、日本にとりまして、日本国にとりまして先例のないことだというふうに思っております。

ですから、私どもも、そして文化庁もこうして協議を重ねてまいりましてこのことについては間違いのないように進めたいという思いでございます。

私どもとして精一杯、観光交流文化局と詰めてきたこの状態で不十分であったかもわかりませんが出させていただいて引き続き文化庁からは必要な調査がしなさいというか例えばそれについても真摯に受けとめ、あるいは追加の情報がさらに必要であるということであればそれに答えていくというのがこれからの仕事だというふうに認識しておりますそのことは文化財保護の視点を忘れることなく進めてまいりたいとそのように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

岩本たかひろ（自民・緑区）：文化財で山車のことを資料出していただいた部分。私はこれを最後にしますけれども、前回の委員会で先ほどもお話をさせていただいたこの名古屋市文化財調査委員会、これ文化財保護の専門スペシャリストだと私も思います。先日お伺いをしたときは、この組織に山車を重要文化財にしているときには、この組織を活用しなければならないという規定はないと室長は確か言われた。そういう認識で室長よろしいですか。

山車の調査や検討に当たっては重要文化財に向けてこの委員会さんの意見を求めないという答弁でしたがそういう答弁でよろしいですか。

片岡室長：前回の答弁が少し言葉足らずであればお詫びしなければなりません……。

岩本たかひろ（自民・緑区）：言葉足らずということはどういうことですか。

片岡室長：あの答弁させてください。山車調査の総合調査の中で 33、34 ページにありますように有識者会議というのがあります。

この調査の中では有識者の協力を得て、我々学芸員の知見だけでは足りない部分を十分

補っていただきながら調査をしております、この有識者の中には、先ほど委員ご指摘のありました文化財調査委員会の中で委嘱している委員も有識者の中に含まれていません。

ですからその調査の過程の中では当然のことながら様々な有識者のご助言ご指導をいただいておりますが、重要文化財に指定するというこのプロセスは国の裁量において国で行われるものでありますので、そのプロセスの中で、例えば文化財調査委員会は何か要望するものがないか……。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そういうことを聞いているわけじゃないんですよ。大事なのはこういうような素晴らしい方々がいるのに私が聴いているのは、こういう方々ともしっかりとご意見を聴かせていただいて取り組んでいくつもりがありますかっていうことを聴いているんですよ。あなたの言葉遊びしてるわけじゃない。

片岡室長：繰り返しになりまして恐縮ですが、私どもの総合調査にはそういった有識者の方々にご指導いただきながら調査に取り組んでいるものでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：しっかりと取り組みをやっていくんですね。

片岡室長：もちろんことごとでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：山車を重要文化財に指定するときの基準はどんな基準ですか。

片岡室長：山車を重要文化財の指定する行為は国において行われることですので私から答弁を…。

岩本たかひろ（自民・緑区）：じゃあ調査をしていただいた山車文化庁において重要文化財の候補物件として位置づけられているかどうかが大変なことが大切なことなんですよ。

今回この調査が終わった山車、都心部の山車作っていただいた。文化庁において重要文化財の候補物件とされていますか。

片岡室長：それは私どもに伝えられていないことではございますけれども資料の34ページ、30年度のところの文化庁からいただいた意見の内容にありますように様々なこの調査を踏まえまして国において、山車行事の指定について、様々な可能性を検討していきたいという希望のご意見をいただいております。

またこの総合調査の取り組み自体が国の補助、あるいは国の指導をいただきながら取り組んでいる取り組みでございますので、そういった名古屋の山車、山車行事の素晴らしさを国に対して訴えていくこれはまさにこの調査そのものがその機会であるというふうに思っています。

岩本たかひろ（自民・緑区）：もう真面目にやろう。

私が聞いているのは重要文化財の候補物件とされているのかどうかということを知っているのだから、あなたのね。今までの知識と経験を聴いてるわけじゃないんですよ。

重要文化財の指定に当たっては、文化庁が国の文化審議会に諮問するという手続きが必要になってくると思います。

国に対して文化審議会へ諮問をしていただくために、名古屋市は何をする必要があると思いますか。何をする必要がありますか。

片岡室長：正しく山車行事の総合調査の取り組みを通じて国からの助言、あるいは補助をいただきながら、しっかりと名古屋市の山車のあるいは山車行事の素晴らしさを調査をし、それを国にご理解いただけるよう働きかけることというふうに思っています。

岩本たかひろ（自民・緑区）：それでは文化庁は山車の重要文化財指定に向けてこの文化審議会の諮問に向けた準備を進めていただいているのでしょうか。

片岡室長：正直申しましてその過程のところは私どもには知らされないところ、伝えられないところがございます。

33 ページの（2）のところにありますように我々が国の状況が把握できるのは諮問する直前の段階にならないと状況がつかめないというのは事実でございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そうすると先程から室長の答弁を聞いていると全て受身。国が文化庁さんが本来だったらね大事な大事なこの名古屋の山車、そして山車祭り調査を3年掛けていただいて、そして27、28、29 調査をして30 年度素晴らしい報告書を作っていた。私はもっと能動的にやっていく必要があると思いますよ。文化財保護室ができること、それは文化庁から声がかかるのを待っているそうじゃなく、しっかりと指定をしていただくためにもっともっと活動していくことを働きかけを積極的に働きかけていくことが大事なんですよ。

もう室長でなく責任ある方、この名古屋の大事な山車、重要文化財に向けて取り組んでいく責任ある方の答弁をお願いします。もう言葉遊びじゃない。

部長：今の大変厳しいあるいは激励というか、お言葉いただきました。

今までにも増してですね山車行事が名古屋の山車行事について、重要文化財に指定されるよう積極的に働くべきだという考えは私もまさにその通りだと思って改めて認識をいたしました。

今後のことですが、今まで以上にですね、重要文化財指定に向けて真摯に文化庁の課長の説明にも応じ積極的に働きかけ説明そういったものを尽くしてまいりたいと考えております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：いろいろと本当に委員長にもご迷惑おかけしながらやらせていただきましたけれども、しっかりとしっかりとですよ。名古屋の誇れる山車まつりを山車を重要文化財に向けて取り組んでいく取り組みはずっとこれまでも、皆さん協力をいただきながらやっていただいたので何度も何度も言いますが、教育委員会になぜ文化財保護室があるのか。しっかりと大事な千年後まで本物の山車を残していくためにも大事なことだと思っておりますので、しっかりと取り組みを行っていただくことをお願いをしながら質問を終わりたいと思っております。

委員長ありがとうございました。

委員長 山田昌弘（民主・千種区）：他にはよろしいですか。はい。他にないようであります。

以上で教育委員会関係の質疑を終了し決算認定案に対する全ての質疑を終了いたします。本日の予定は以上であります次回は10月7日月曜日午前11時より決算認定案に対する意思決定を行います。これにて本日の委員会を散会いたします。